

主な制度融資の現況

平成 16年 2月 27日現在

制度名	貸付限度	用途	期間	利率	
国民生活金融公庫	普通貸付	4,800万円	運転設備	5年以内 10年以内	1.6%
	特定設備	7,200万円	設備	20年	1.6%~1.9%
	経営改善貸付	550万円	運転設備	5年 7年	1.3%
教育貸付	200万円	教育資金	10年	1.65%	
新潟県	経営安定資金	法人、個人 4,000万円 6,000万円	運転設備	5年 7年	2.15%
	商店街緊急 支援資金	3,000万円 (うち、運転資金1,500万円)	運転設備	5年 7年	1.7%
	連鎖倒産 防止枠	債権額の範囲内で 5,000万円	運転	9年	1.7%
	中小企業設備 改善資金	5,000万円	設備	7年	1.90%
	中小企業創業 支援資金	2,000万円	運転設備	5年 7年	2.00%
新潟市	地方産業 育成資金	1,000万円	運転設備	5年 7年	保証付1.95% 保証無2.45%
	小規模事業 振興資金	400万円	運転設備	5年	保証付1.85% 保証無2.35%
	中小企業 近代化資金	法人、個人 1,000万円 2,000万円 (特別の場合 3,000万円)	設備	7年	保証付1.95% 保証無2.45%
経営安定資金	1,200万円	運転	7年	保証付 ~60ヶ月1.80% 61~84ヶ月2.00% 保証無 ~60ヶ月2.30% 61~84ヶ月2.50%	

新津市内でお買い物、飲食をしましょう!!

特別加入制度
本来、労災保険に加入することができない事業主や家族従事者などにも、労災保険に特別加入することができます。

労働保険とは労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称したものです。
労働保険は農林水産の一部を除いて、労働者を一人でも雇っていただければその事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。手続きが良く分からないという方や、事務の負担を軽減したいとお考えの方はこの機会に商工会議所へ事務を委託しませんか。従業員の雇用・退職時の手続きは、電話やFAXで連絡するだけで構いません。面倒な書類の作成や提出は商工会議所が事業主に代わって処理をします。

委託事業所募集!

新津商工会議所労働保険事務組合



分割納付
労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
事務省力化
労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。
詳しくは当所労働保険担当
TEL 22-0121までお問い合わせください。

小規模企業共済制度

経営者の皆さんに退職金を! 安心・確実な国の共済制度!
掛金は全額所得控除で税制上のメリット満載!

小規模企業の事業主の方を対象とした国の退職金制度です。月々掛金を納付することによって、事業をやめたり、役員を退職等、第一線を退いた時に共済金が支払われます。

- | | | |
|----------------------|--|--------------------------------|
| 制度の特色 | 安全・確実 | 毎月の掛金は千円~7万円以内(500円刻み)で選択できます。 |
| 掛金は全額所得控除
共済金の支払い | 掛金は、全額が所得から控除され、節税にもなります。
共済金は、税法上一時払共済金については退職所得扱い、
分割共済金については公的年金等の雑所得扱いとなります。 | |
| 貸付制度 | 掛金の範囲内で事業資金の貸付を受けることができます。 | |

関東信越国税局税務署

所得税の確定申告は正しくお早めに

平成 15年分の所得税の確定申告は、2月16日(月)から3月15日(月)までとなっています。

正しい申告を!
所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。
確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課される場合があり、更に、延滞税も納めなければならないこととなります。

- 確定申告をしなければならない場合
- 1 事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成15年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき
 - 2 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるときなど

白色申告の方は、収支内訳書の添付を
事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

申告書の記入に当たって
申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、ご自分で記入してお早めに郵送などにより提出してください。

申告書の作成は便利なホームページで
納税者サービスの一環として、国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書をプリントアウトし、そのまま提出できます。
同コーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるため税務署などに出向かずに自宅で都合の良い時間に申告書を作ることができます。
また、税務署で長時間待つこともなく郵送で提出できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス <http://www.nta.go.jp>

確定申告はお早めに!

~ 決算申告・消費税の確定申告個別相談会を開催!! ~

相談会名	月日曜日	時間	会場	持参書類・ご注意等
決算申告	3/4(木)	9:00~12:00	新津商工会議所 3Fホール	決算書、申告書用紙一式 帳簿書類等 生命保険・個人年金・損害保険控除証明書 国民健康保険、国民年金証明書 小規模企業共済控除証明書 給与所得のある方は、支払先からの源泉徴収票 年金受給者は年金受給証明書 控除対象配偶者や扶養親族等の氏名・生年月日の確認 印鑑 平成14決算書及び確定申告書控
	3/5(金)			
	3/8(月)	13:00~16:00	本町3丁目駐車場の無料駐車券を発行します	
	3/9(火)			
消費税確定申告	3/19(水)	13:00~16:00	新津商工会議所 3Fホール 本町3丁目駐車場の無料駐車券を発行します	消費税の確定申告書用紙一式 平成15年分の所得税決算書及びその決算の基礎となった帳簿類 印鑑
	3/20(木)			



* 国保料の電話による問い合わせはできませんのでご注意ください。(市より証明書発送)
* お気軽にご利用ください。なお、若干の手数料をいただきますのでご了承ください。
ご不明な点は下記にお問い合わせください。
新津商工会議所 TEL 22-0121

緑の中の結婚式場
新津新斎
新津市本町4丁目
TEL 22-1515(内)
FAX 22-3633

いつでも どこへでも
花キューベット
JFTDのフラワーギフト全国配達システム
(株)川名花店 新津市本町3
TEL 23-1187

各医院の処方箋を調剤いたします。
共栄堂薬局
新津市新町1丁目6-6
TEL 0250-24-8600